

午前10時30分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。監査委員事務局長が家族介護のため、欠席です。

日程1、陳情審査に入ります。

継続審査中の旧永田町小学校校舎に係る陳情、送付7-31、32及び7-38から40の5件の陳情について、関連するため、一括して審査することでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、なお、繰り返しのご案内となりますが、陳情者からのご希望により、送付7-32の参考資料につきましては、委員、理事者限りの資料、また、送付7-39、40は委員、理事者のみ陳情者の氏名、住所を公開しておりますので、取扱いにはご注意ください。

なお、昨日、送付7-32に追加署名の提出がございました。委員、理事者の陳情書資料にはそれを反映し、変更はございませんが、傍聴者の資料は、印刷の関係で反映されておりませんけれども、その旨、ご了承をお願いいたします。

それでは、前回の委員会で正副委員長で陳情者から話を聞くように確認されたため、12月18日、昨日ですね、正副委員長で陳情者の話を聞いてまいりました。その概要、陳情者からの資料は、委員の皆様に事前に配付しておりますので、ご確認ください。その上で、本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたらお願いいいたします。

○小林財産管理担当課長 区の考え方に関しましては、これまでの陳情審査等でお示ししておりますので、新たな情報提供はございません。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、昨日の概要も多分読まれていたと思いますので、そこも含めまして、執行機関に確認したい事項はございますか。

○永田委員 陳情者との懇談の中で、私の質疑が一部引用されているようで、その中で、貸会議室、貸ホール等の用途変更は非常に難しいという、それはどうなのかということと、もう一点、コンクリートの圧縮強度の見解の相違のようなものがあったと思うんです。その点について、改めて説明をお願いします。

○佐藤施設経営課長 前回のときにご説明させていただいて、ちょっと足りなかつたようで、申し訳ございませんです。

今の旧永田町小学校でございますけれども、用途としますと、小学校の用途になっているというところでございます。続けて使う場合については、耐震の診断を再度行い、耐震設計を行って、使える状態にして、小学校として使うと。ただ、小学校以外の違う用途の場合になったときに、用途変更の手續が必要になってくるというところがございます。その際に、例えば、用途によって、床の耐荷重とかも定められているところもございますので、そういうもののも、学校よりも重い場合もありますので、そういうものが必要になってくるといったところでございます。

コンクリート強度の部分でございますけれども、旧永田町小学校につきましては、設計の強度が、すみません、今、国際単位でS.I.単位系で、単位がちょっと変わっていて、分

かりづらいところがあるって、ニュートンという言い方をするんですけども、分かりやすいように、同じ基準の何キログラムといったところでお話しさせていただきます。今的小学校については、設計基準強度が135キロというふうになっているというところがございます。この前申し上げましたのが、今の基準の標準の基準として、240キロといったところがございます。そこでの違いがありますので、そこに対しての補強が必要になってくる。ただ、一方で、平成9年度に行いました旧永田町小学校の耐震診断がございます。その際に、コンクリートのテストピースを取りまして、実際にコンクリートを潰して、強度のほうを確認しているというところがございます。そこの中では、設計基準強度自体が135キロなんですけれども、それを上回っているような形で、250キロ、二百何キロとかというような数字が出ている。場所によっては、300キロ出ているところもございますけれども、一部、170キロと、そういう部分もございます。ただ、その部分については、仮に使うということであれば、例えば、床の部分を補強するとか、その下に鉄骨のはりを入れて補強をするとか、つまり、基準をクリアする形での補強が必要になってくると。

ですから、以前、金額のほうを申し上げました部分ですけれども、あれは、この床の部分、旧九段中学校の耐震改修のときの価格を参考として、一つの目安として金額を示した部分ございますけれども、あそこについては、窓とかの開口部分に鉄骨のプレース、いわゆる突っ張り棒ですね、を入れて補強したというような形での金額ですので、床等の部分とか、また、ほかの部分、はりとか、その部分が出てくるんであれば、また金額が高くなってくるという部分はございますけれども、強度、あるいは用途変更の手続については、そういうような状況になっています。次の用途が、何か使う用途が違う用途、小学校以外の用途であれば、計画通知の手續が必要になってまいりますので、今の法を踏まえた形での強度が必要になってくるので、用途によっては、さらに補強が必要になってくるという部分がございます。

○永田委員 コンクリートの圧縮強度については、約30年前に一度検査して、そのときと基準そのものは変わっていないのかどうかということと、あと、15年ほど前に東日本大震災があったときの状況とか、その後、少し、そういった学校の基準というんですかね、強度の耐震の基準が変わっていて、さらに難しくなっているとか、そこら辺の新しい情報のようなものがありましたら、教えてください。

○佐藤施設経営課長 まず、コンクリート強度、約30年ほど前に実際に潰して確認をしたといったところでございますけども、これは、実際的には、直近のものをまたちょっとテストピースを採集して、潰してみないと分からないんですけども、一般的なお話としまして、コンクリート自体、実際に鉄筋コンクリート、最近のものというと、歴史的には150年程度の歴史観、歴史しかないというところがあって、あまり強度が落ちるということはないです。ですから、平成9年度に調査した部分の強度を下回るということは、ちょっと考えづらいかなといったところがございます。

ただ、一方で、この調査の中でもあるんですけども、中性化という問題がございます。これは、コンクリート自体は強アルカリ性で、その中に鉄筋が入っていると。中性化といいますのは、それがだんだん中性、酸性に変わってくると。で、それが変わってくると、どういう問題かといいますと、鉄筋がさびやすくなってしまうと。鉄筋がさびると、鉄筋

自体の体積が膨張しますので、コンクリートを、爆裂という言い方をしますけども、剥がれてきて、中のさびた鉄筋が見えてくると、そういう部分がございます。中性化の部分については、調査の中でそんなに悪いような状況ではないといったところと、あと、建物が建ってからの経年によって、おおよその中性化、表面から何センチ、何ミリ、中性化が進んでいるかという調査の計算式もございますので、そういったところで確認できるところかなというふうに思っております。

それと、東日本大震災の後、すぐちょっと施設経営課の担当のほうで、あちこち、この永田町小学校もそうなんんですけど、確認して回ったと。で、構造的に大きな影響はなかったというのは、確認されているというところでございます。

それと、耐震の基準等なんですけれども、東日本大震災、あれ、ごめんなさい、2000年ぐらいだったんで、東日本大震災以降のものについては、まだ変更等は出ていないというところがございます。

1点、平成7年になりますけれども、阪神・淡路の大震災がありまして、あのときに建物に大きな被害が出たといったところで、その後、耐震の部分の基準が変わっているというところがございます。ただ、それにつきましては、鉄筋コンクリート造というよりも、木造の接合部分に金物を入れなさいとか、どちらかといいますと、木造の建物に対する基準が変わったというところでございますので、大きなところでのコンクリートの学校の基準が変わっているというところは、特にはないというところでございます。

あと、それ今、躯体の部分なんですけれども、大空間、大きな空間の天井が高い部分の天井材が落っこちてきたというのが東日本のときになりましたので、その部分での耐震天井とか、そういった部分の、内装的な部分になりますけど、そういった部分の基準が変わっている、より厳しくなってきてるという部分はございます。

○永田委員 はい。結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに何かご質疑はございますか。

○のざわ委員 陳情の方々が、この2025年12月18日、企画総務委員会正副委員長との懇談メモ、まさにちょっと永田委員と重複するかもしれません、この中で、耐震診断資料の参照、日大、宮里教授の意見参考とあります、これがこここの陳情の方からの提出の3—ごめんなさい、2でございます。すみません。ありがとうございます。2の2ページ目ですか。（「3」と呼ぶ者あり）3ページですか。どうもありがとうございます。令和7年10月11日のところで、1、診断結果の概要、コンクリートの強度・中性化はいずれもAランクで、健全というところなのでしょうか。そこで、施設課長は、耐震診断を見ていなき可能性がある、見ていたとしたら虚偽答弁になるという、陳情の方がご質問を持っていらっしゃるんですが、それに関しては、もう一度、ご確認をさせていただきたいくて、いかがでしょうか。

○佐藤施設経営課長 今、永田委員からもご質問ございましたときに、その資料を見ながらご説明させていただいたところでございますけれども、旧永田町小学校耐震診断評定書というものがございまして、そこ自体はよく私も持っていますし、承知している、見ていくというところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

もう一つ、懇談会メモの中で、私は、この永田町小学校は、文化財ではないというふうなお話で進行しているというふうに理解しているんですが、このメモの中で、例えば、兵庫県西脇市西脇小学校ですとか、千葉県の野田市中央小学校等々、文化財になり得るケースもあるというお話があるんですが、この永田町小学校について、文化財という観点から、もう一度、確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長 前回もご答弁いたしましたけれども、現在、現に文化財に指定されているような建物ではございませんし、ご指摘の文化財の指定の手続に当たっては、所有者、今回は区の同意が必要となると聞いておりますので、区としては、解体を進めようとしている建物について、文化財に関する一切の手続を行う予定はありませんし、たとえ打診があったとしても、同意や承諾をする予定もございません。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、皆さん、質疑ございますか。

○はやお副委員長 私は、ちょっと正副いろいろご意見いただいて、まず一番驚いたのは、これは、ちょっと質疑には関係ないんですけど、心情的なところについて驚いたというのがありました。そこはちょっとご紹介だけなんですけれども、当時、永田町小学校は使わないということになったときに、その当時3年生だった方のお話で、結局は耐震性に問題があるからということで、麹町小学校と番町にみんなが振り分けられて、我々は、私たちにはばらばらにならんだという話があったんですね。そしたら、その方は、麹町小学校に行ったらば、今の麹町小学校ではないですけれども、麹町小学校が永田小より耐震性が悪かった。私は、今、ばらばらにされたということに関して、今でも公適配、公共施設適正配置に関しては、非常にいろいろ複雑な思いがあるというところを言われたんですね。

だから、今回、私が思っているのは、それだからとか、心情に行動しろということではないけど、だからこそ、丁寧に我々議会はやらなくちゃいけないというところは思っています。それはすごく驚いたことです。もう、ある程度、公適配のことについては収束している、ある程度理解された。で、時代が解消されたと思ったんですけども、口々に3名の卒業生の方々からそのような話を受けたときに、驚きました。だからこそ、きっと丁寧にやらなくてはいけないと思っています。

先ほど、るる耐震性のことについても出てきました。このところで、耐震性のところについての話で確認したいことは、もう一度確認ですよ、平成9年度について、強度は下がることはなし。これは間違いないかということと、今、東日本大震災においては、非常に揺れが大きかったということで、先ほどの内装的基準というところで、天井が落ちてしまうことがあるんですけど、この問題については、今、永田町小学校について、課題とか、補強だとか、そういうことについては、今、どのような状況になっているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 大空間の天井のほうでございますけれども、初めに、この小学校の体育館につきましては、いわゆる、屋根が直接で、鉄骨で組んでいるというところで、天井材はないというところでございます。

○はやお副委員長 天井材がない。天井の問題はないということですか。

○佐藤施設経営課長 大空間の天井に対する問題、今の建物の状況からする——状況というか、状態で、大空間の天井自体がありませんので、そこでの問題はないというところでございます。

○岩佐委員長 取りあえず、問題はない。

○はやお副委員長 ちょっと私の聞き方がまずかったんだと思います。当初のところについては、耐震性の問題も若干あるように説明を今まで受けてきたように私は感じていたんですね。その中で、今、先ほど言いましたように、コンクリート強度については、平成9年で強度を確認したときには、下がることはないということで、問題はないということですいいと思うんですね。今も、天井についても問題がない。それで、あと、もう一度はっきり言っていただきたいのは、確かに私も小さなビルをやっていますから、コンクリートのところの中性化、つまり、酸性化することによって、先ほど鉄筋の爆裂等々があると言っていますけども、現状、もう一度、そのところについては、どういう状況なのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 コンクリートにつきましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、強度自体が落ちるというのは一般的には考えにくいかなといったところでございますので、平成9年の調査のときのコンクリート強度、それは信用できるかなというようなところの認識でございます。

それと、中性化につきましても、そのとおりでございます。建物のほうですけれども、全てを詳細にちょっと確認しているわけではないので、クラック、ひび割れですか、小さな爆裂とか、そういうものというところまでは、申し訳ございません、ちょっと承知していないところでございますが、大きなものはないというところの認識ではございます。

○はやお副委員長 つまり、そのところについては、耐震性といいながらも、補強はある程度しなくちゃいけないことが出てくるでしょう、詳細に調べてくれれば。でも、今、概括的には、そんな大きな問題がないというふうに、今の答弁からすると、私は受け止めますね。それで、そこが一つの大きなファクターだったということなんですよ。

それと、あと、もう一つは、確認すると、ちょっと私も勉強不足だったんですけど、そのお聞きしたときに、結局は崩壊のおそれがあるということで、診断をしたと。それが平成9年で。で、10年で出てきたところで、平成12年で、結局は耐震補強を3億円でやっているというふうに説明を受けていますけど、この辺のところはあるのかどうか。補強しているということになると、いや、3億円かけて改修し、その後、他校、つまり、たしか大妻だったか何とか幾つかのところに貸しているんで、そりゃそうでしょう。もし、耐震診断をしたら、補強がもし足りなければ、人に貸すところのときに、当然のごとく、費用も頂くことですから、ここは説明を受けたんですよ。えっ、3億もかけてやっていたの。だから、そこはあったのかどうかだけお答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長 すみません。金額については、ちょっと手元に資料がなくて、申し訳ございませんけれども、旧永田町小学校の建て替えの際に……

○はやお副委員長 えっ。建て替えというか、麹町……

○岩佐委員長 麹町。

○佐藤施設経営課長 すみません。失礼しました。旧麹町小学校を今の建物に建て替えをするときに、仮校舎として使用したと。それが、すみません、平成何年だったかって、ち

よつと手元にないんですけども、その際に、内部の改修工事を行ったというところの記憶はございますけれども、細かい数字は、すみません。あと、その際に、どこまでというのはちょっと分からんんですけど、仮校舎として使用する際に、改修工事を行ったというところはございます。

○はやお副委員長 じゃあ、そこは、重要なんですよ。というのは、今後、耐震性について、どういうふうに補強したのか、当然のごとく、安全性がないものを貸すことは考えられませんから、改修工事したということであれば、改修工事だということを、そこは確認してください。何かといったら、これ、方針としては、解体する予算を当初で入れていくということだったら、ここは明らかにしておいていただかないと、その当初を編成するに当たって、我々としても何をチェックしていたんだという話になりますから、そこは明らかにしていただきたい。

それと、あと、もう一つは文化財、文化財の件です。文化財の件については、結局こういうふうに言われちゃったんですね。関東大震災の復興小学校の最初と最後。だから、最初のところというのが、僕はちょっとさらっと読んだだけで、九段小学校のことだったんだろうと思いますね。それで、最後が、結局はこの永田小だというふうに説明を受けたんです。だから、それが事実かどうかも、資料は頂いて、見ました。だけども、そこについての確認を、やっぱり執行機関としても検証していただかないといけないと思っているんです。そこに文化財としての価値があるというふうな説明なんですね。だから、我々としては、何かといったら、ないという証明をするならしなくちゃいけないんですよ。

で、ここで、何が問題かといったら、今まで、私は、国指定の文化財ということについては、もうなかったから、ないんでいいんだなと。僕、ちょっと詳しくなかったからね。で、都もない。それが指定されていないんだから、ないんだね。あと、あるとしたら、千代田区のことをやるから、千代田区については、その指定というのは、自分たちの方針があるから、それを、何というんですかね、所持している権利者としてはやらないよ。じゃあ、そのとおりだなと。でも、その説明からすると、そういう価値があるということについて、先ほどののざわ委員のほうからもあったように、後からも国指定がある。じゃあ、どうやって改築しているのに国指定が出てくるのかという話。何ですかと聞いたらば、いや、例えば、建築学会からの文化財として国指定ということもあり得るというわけですよ。そしたら、壊すということを決めてから、また同じようなことの始末だったら、非常に、我々としては、執行機関の文化財に対する検討というのはどうだったのかって、確認をせざるを得ないわけですよ。だから、そこはどうなのか。

ここは、文化財のほうのことになるからね。地域のほうなのかどうなのか、答えられないなら答えられないということを明確にしていかないと、この陳情を返せないわけですよ。答えていただきたい。

○武笠文化財担当課長 文化財につきましては、指定と登録という2種類、制度上ございます。有形文化財については、国の場合、重要文化財として指定するか、登録有形文化財として登録するか、どちらかになるということになりますけれども、どちらにいたしましても、どこかからの提案であったりがあったとしても、所有者の同意というものは必要になってくるものでございます。手続の中で、所有者の同意が必ず取られ、地元自治体の意見というのも聞かれるところでございますので、所有者の同意なしに指定または登録される

ということはございません。

○はやお副委員長 そこなんですね。だから、結局は、もう私には分からないんですよ。文化財としての価値があるとか、ないとかということは。それは、やっぱり専門家が判断すること。で、それで、国指定のところについては、今言ったように、指定なんですよ。つまり、そのところの申請があったときに、我々千代田区のほうが、これについては、こう使うから駄目ですよ、それは言えますよ。民間だったら言えますよ。だけど、「教育と文化のまち千代田」という標榜をしている、我々千代田区として、その判断ができるのかということなんですよ。でも、しなくちゃいけないんだったら、しなくちゃいけないという覚悟をしてもらわないといけないんですよ。それは、全般的にどういうふうに話されたのかということを明確にしなくちゃいけない。だって、何かといったら、そういうふうに言って、陳情が出ちゃっているんですから。だから、検討したんですか。いや、我々が突っぱねますよ。それなら、それでいいんですよ。だけども、ここが、何度も言っているように、行政というのは、やはり時間がかかることなんですよ。効率的に、それも生産性を高めてやるという民間の発想じゃないんですよ。それだけじゃないんですよ。となったときに、どういうふうに悩んだのかということなんですよ、行政が。

そこをお答えいただきたい。

○夏目財産管理担当部長 今、文化財等価値の話から区の覚悟というところでお話しをいただきました。これまで申し上げてきましたけども、千代田区は、まとまった土地が得難いという、そういう地域特性があります。ですので、何度も申し上げていますが、持てる区有財産を最大限活用しなきゃいけない。で、今後の行政需要に応えていく必要があるというふうに考えています。その観点からいうと、旧永田町小学校の跡地というのは、貴重な区有財産です。これを十分に活用していかなければいけないという、これが区の基本的な考え方です。

現校舎に文化的な価値、歴史的な価値があるという意見も承知しておりますし、やはり見方によって、そういう価値もあるのかもしれません。ただ、我々として、校舎全体あるいはその一部を残すことで、将来にわたって、土地の利用に制約が課されると、今後の行政需要の解決に支障を及ぼすことになる、そういうことを考えてきたわけです。ですので、今後の行政需要の解決のための利用価値と現在の価値というのを比較考量した上で、府内では、土地の最大限の有効活用をしていくというふうなことで、解体を決定したということでございます。

○はやお副委員長 だから、先ほど、民間の生産性と効率性の視点はそうだと思います。私も、もし民間の経営者の立場だったら、そうしますよ。何かといったら、結局は、今までずっと低未利用地という言葉の中で、そのままに置いておいたわけですよ。だから、そのところは、有効活用しなくちゃいけない。それもよく分かる。それでいながら、こういうところの話が来たところで、当然のごとく、ここのところについては、国指定ということがあり得るのか、あり得ないのかということについては、ないというふうに判断したことなら、そこを明言してもらいたい、そこを。そうすれば、そのことについて、文化財としての指定価値はないという判断をするということだから。でも、もし、そこが出てきたときについては、執行機関のほうと、我々としては、そこは指摘したことになりますからね。そこをお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 先ほど文化財の担当課長のほうからもご説明したように、法律上、文化財保護法上は、事前同意は必要とされていないもの、実務的には、文化財保護の実効性の担保の観点から、所有者の同意を得て手続を定めるというふうにも聞いております。こういった観点からも、これまで申し上げているように、区として解体を進めようとしている建物について、文化財の申請も同意する予定もございませんということは、先ほどご答弁したとおりですので、この建物が文化財になることはないというふうに認識しているところでございます。

○はやお副委員長 こここのところについては、今、そのところの答弁を踏まえて、あと、もう一つ、結局、もう結論が出ちゃっているんですよ。というのは、そのときに初めて驚いたんですけども、区長に要望を出してましたと。それで要望を出して、結論を返してくれということで返したそうですけど、そこはどういうふうにお返ししたのか、お答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 区長への要望に関しましては、今回の陳情で申し上げていますように、区としては非常に得難い本区の特性を踏まえて、限りある区有地に関しては、最大限有効活用していきたいと、そういった趣旨でご回答しているところでございます。

○はやお副委員長 留保財産ということでしょう。だから、そういうところからしたときに、結論が出ているんですよ。結論を返しちゃっているんですよ。だから、そのところで、ということでいいのかどうか、もう一度、そのところ。留保財産は、ベースになっているでしょう。だけど、そのところについては、どういうふうに、行政のほうとしては、直接お会いしたらしいですから、区長と。区長は途中からお帰りになったと。いろいろ業務があるというのは、もう十分分かります。そこでどういうふうにやったのか。結局は、執行機関の担当者が答えようが何だろうが、区長がお会いして、それを返したということが、たとえ、どういう形態であろうと、区として、執行機関として答えたということなんで、そこを、もう一度、明確にお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のように、区長と面会し、時間の関係もあって、限られた時間ということもあって、その場でご回答というよりは、後ほどご回答しているんですけれども、繰り返しになりますが、区としての土地の重要性、あとは、区有地としての活用、その他を踏まえて、区としては解体を考えております。その上で、区としては、土地の活用を考えています。その上で、校舎については解体する方向で考えていますということをお返ししているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお副委員長 はい。

○佐藤施設経営課長 すみません。先ほどの麹町小学校の仮校舎としての部分の改修というようなご質問がございました。遅くなりまして、すみません。

○はやお副委員長 えっ。改修だと。

○佐藤施設経営課長 改修でございます。

○はやお副委員長 耐震ではなかったということ。

○佐藤施設経営課長 ええ。平成11年に、ご指摘のとおり、3億余りといったところで、工事のほうを行っているというところでございまして、その中で、耐震等は行ってないというところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

私も聞いていいですか。文化財について、はやお副委員長からもちょっとるるご質疑あったんですけども、永田町小学校が、当時の小学校としては、ちょっと特有の窓が大きいですとか、そういうた、何ですか、特別な設備というのがあるというのを伺いました。戦前的小学校建築の最後の集大成の建築の様々なエッセンスが全部盛り込まれている建物ということなんですねけれども、その当時に造られた建物というのは、もう本当に多分数校しか残っていない中で、それが全国的に次々と改築なり、解体なりされる時期があったと思うんですけど、そういうたときに、国とか文化庁みたいなところから調査とか、残す話とかという、そういうた学会的な見地からいろんなアドバイスとか、そういうた話というのはあったんでしょう。いわゆる、建て替えのタイミングになって、慌てて、これはどうするんだという話ではなくて、いろんな手順、手続というのが残すほうにもあるんだと思っているんですけど、そこについて、ちょっと何か分かることがあったら、教えていただけますか。

○小林財産管理担当課長 委員長ご指摘のように、この間の問合せですかね、状況ですけれども、国はもちろん、都や区、いずれの文化財関係の方たちから打診があったこともありますし、相談があったこともありませんし、こちらからそういうたものを申請したこと、お答えしたこと特にございません。なので、この間、閉校から30年たっていますけれども、そういうたもので何か手續が行われたということはないかと思います。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは、逆に、たらねばの話はあまりあれなんですけれども、ほかの建物とか、あるいはほかの何か文化財的なもので、うちはただ持っていただけだとしても、ほかの場所から、ほかの団体や官公庁から、おたく、それを持っているよねと。ちゃんと保護しているのとか、そういうた確認とか、そういうことというのはあるんですかね。基本的には、やはり持ち主の意向が大きくて、客観的に文化的な価値があるものに対して、どこか客観的な機関から、これは守ったほうがいいよとかという、そういうのがあるかということなんですけれども。

○小林財産管理担当課長 全てを把握しているわけではないんですけども、殊、区有施設ですかね、区有施設に関しては、そういうた打診なり、問合せなりといったことはないというふうに記憶しております。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何か質疑ございますか。

○はやお副委員長 1点だけ。

結局、今、ほら、何ですかね、パブコメではないけれども、留保財産のことについての意見聴取みたいな、意見、何というんだっけ。

○岩佐委員長 意見照会。（発言する者あり）

○はやお副委員長 意見照会ね。やっていると。そのことについては、あくまでも、執行機関のこの前の説明のところでは、賛否を取るつもりではないんだと。そのところの意見を聞くんだということなんだけれども、この辺のところで、というのは何かといったら、もう意見を出し切ると、正副からすると、委員会運営からすると、そろそろという話も出てきちゃうんですよ。でも、そのところについて、今話せることがあるのか。いや、

普通に丁寧にやるということになつたら、この意見照会の報告を受けて、関係ないとはいながらも、そこの報告を受けて、そして、陳情者に返すというのが普通かなと、私は個人的には思っているんで、この辺のところは、どういう予定で、昨日、19日に締め切つたということですから、あ、今日か。今日、今日締め切つたということだから、正確なところは分からぬことなんでしょうけど、この辺というのは、今、どういうような進捗であって、そして、また、委員会のほうに報告ということについて、どういうふうに考えているのか。

○小林財産管理担当課長 副委員長ご指摘のように、本日が締切りとなっていますので、まだ途中経過ということになろうかと思います。意見照会するときの報告のときにも、賛否を問うものではありませんということと、数の多寡によって、それが影響するものではございません。あくまでも、資料やそういったものの保存に関して今後どうしていくかということを決定する際の参考にさせていただきたいということで、意見照会を行っているという旨のご説明をしたかと思います。

とはいえたれども、建物そのものに関すること等々、様々なご意見いただいていることは事実でございます。こういったことに関しては、後ほど、ちょっとまだ集計中——あ、実施中なので、集計をした上でご報告する予定ではありますけれども、趣旨としては、そういった資料の保存に関する参考にしたい。だけれども、こんな意見も寄せられていますというような形でお示しできればいいかなというふうには考えているところでございます。

○はやお副委員長 はい。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますかね。ありませんですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ちょっと質疑がこれで、そうですね、なければ、本陳情に関する質疑の時間は終了させていただきたいと思いますけれども、この陳情に対して、皆様から意見とかはまだございますか。

○秋谷委員 いいですか。

今、陳情者との懇談を踏まえた上で、永田委員、のざわ委員、はやお副委員長、岩佐委員長から質疑が多くございました。それを含めた上で、委員会として、全員一致でまとめられるのであれば、委員会集約して執行機関へ申入れをしたらどうかなと思います。それに関しては、正副委員長から案文などをご提案いただければ助かるなといったところですが、どうでしょうかね。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

ただいま秋谷委員から、ちょっとるるいろいろご質疑、そして、答弁の中で分かったこと、そこから、執行機関への申入れも含めて、皆さんのご意見をまとめたいと思いますので、じゃあ、ちょっと暫時休憩をさせてください。

休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時31分再開

○岩佐委員長 委員会を再開いたします。

再開前の一あ、失礼しました、休憩前に、秋谷委員のほうから、委員会集約できないかということで、案文の取扱いをしっかりと確認してまいりました。

送付7-31、旧永田町小学校校舎の留保財産候補選定及び今後の活用方針に対する陳情、送付7-32、文化財、歴史的価値のある旧永田町小学校校舎を解体しないで活用するための陳情、送付7-38、旧永田町小学校校舎の解体中止および保存・活用を求める陳情書、送付7-39、永田町小学校解体を決定する前に、保存活用と解体を比較する調査を求める陳情。送付7-40、旧永田町小学校、幼稚園校舎の文化財価値に関する調査を求める陳情、本件5件の陳情の取扱いについては、11月7日、そして12月5日、当委員会で審査し、昨日は正副委員長で陳情者にお話を伺った上で本日の審査を行いました、慎重かつ丁寧に対応してまいりました。この間、委員の皆さんからそれぞれ質疑を頂きまして、陳情審査を通じて、様々確認させていただきました。こうした経過を踏まえて、本陳情については質疑が出尽くしたと思いますので、以下、正副委員長で皆さんに確認させていただきました、この集約した案文を読ませていただきます。

旧永田町小学校等の校舎につきましては、新たな土地の入手が困難な千代田区において、将来の行政需要に対応していくためには、区有地の最大限の有効活用が必要であることから、解体はやむを得ないという点、執行機関側の府内手続として、区有地等活用検討会を経て首脳会議で決定ってきており、適正な手続きを踏むとともに、記録や資料の残し方について広く関係者の意見照会を行っている点を確認したうえで、歴史的、文化的価値があるという陳情者の意見を踏まえ、次の5点について執行機関に申し入れます。

①学校や校舎の文化的、歴史的価値等を丁寧に整理、記録し、それらの価値を後世に引き継ぐ方策を検討する等適切に対応すること。その際、学識経験者等の専門家の知見を得るとともに、引き続き広く関係者の意見を聴き、その内容を尊重すること。

②記録にとどまらず、土地に定着しない校舎の部材に関しても、残し方を工夫するなど、引き続き検討すること。

③今後の施設整備に当たっては、環境配慮に努めること。

④校舎解体の判断に至った経緯や理由について、区民等の関係者への情報提供に努めること。また、その後の敷地については、行政需要を踏まえるとともに、区民ニーズを十分に把握し、できる限り速やかに検討を進め、真に区民のためになる活用を図ること。

⑤土地の貴重な本区における地域特性を踏まえ、土地の売却や売却と同様の効果を及ぼすような長期の貸し付けを行わないこと。

企画総務委員会として、以上の点を集約し、執行機関に申し入れることいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

以上をもちまして、本陳情の審査を終了することといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、送付7-31、32、38から40の5件の陳情審査を終了し、日程1の陳情審査を終了いたします。

日程2、報告事項に入ります。地域振興部（1）令和8年経済センサス活動調査について、理事者からの説明を求めます。

○河合統計課長 それでは、令和8年経済センサス活動調査につきまして、地域振興部資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。

まず、1の調査目的ですが、事業所及び企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各統計調査の母集団情報を得ることを目的として実施するものでございます。

2の調査基準日は、令和8年6月1日でございます。

3の調査期間は、令和8年5月中旬から6月下旬までを予定しております。

4の調査対象でございますけども、区内の調査員調査対象事業所といたしましては、約3万4,000件でございます。

5の調査事項につきましては、事業所の名称、所在地、経営組織、従業員数、売上高などその他産業ごとに特性事項を調査するものでございます。

6の調査方法についてでございますけど、まず、国が把握している事業所にインターネット回答用の書類を送付し、未回答及び調査員が新たに把握した対象事業所に調査票を配付し、事業者はオンラインまたは郵送により回答いたします。

7の調査員でございますけども、約300名を予定しており、うち、町会からの推薦は約200名を想定しております。調査に当たりましては、地域を知る町会の方になるべく多くの調査員をお願いしたいとは考えておりますけども、各町会で可能な範囲で、2月中旬頃までに推薦いただければと思っております。そして、3月末までには、区に登録している調査員を含めまして、全調査員の方を決め、4月下旬に事務説明会を開催する予定でございます。

8の周知方法でございますけども、広報千代田、区ホームページ及び区内掲示板への情報の掲載、掲出を行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。委員からの質疑を受けます。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、（1）令和8年経済センサス活動調査についての質疑を終了します。

次に、（2）千代田区男女共同参画センターの開館時間変更について、理事者からの説明を求めます。

○加藤国際平和・男女平等人権課長 千代田区男女共同参画センターの開館時間変更について、地域振興部資料2に基づきご報告させていただきます。

令和6年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたほか、本年6月には独立行政法人男女共同参画機構法案等が成立し、地方自治体の男女共同参画センターの機能強化が求められるなど、ジェンダー平等を取り巻く環境は刻々と変化しております。本区においては、千代田区男女共同参画センターを設置し、ジェンダー平等に向けた取組を推進しておりますが、事業の見直しや効率化を継続的に進め、新しい課題にも迅速かつ適切に対応していくことが求められております。特に、地域ニーズの把握や若い世代へのアプローチは喫緊の課題でございまして、区内学校や関係機関等と顔の見える関係づくりを進めていくことが重要と考えております。今後は、主に昼間に活動する区内学校や関係

機関等に対し、昼間の事業を積極的に実施するため、夜間の開館時間を短縮いたしまして、地域の課題解決に向けた取組を強化してまいりたいと考えております。

具体的には、月曜日から金曜日までの開館時間について、現在、午前9時から午後9時までとしているところを、午前9時から午後8時までに変更いたします。

なお、土曜日の開館時間は変更ありません。

今後については、来年1月以降に、広報やホームページ等で区民に案内し、4月1日から開館時間を変更したいと考えております。

なお、令和7年8月から11月までの4か月間に調査をして、午後8時時点と午後9時前時点の利用状況を確認いたしました。そうしましたところ、午後8時から午後9時までの間、1日当たりの平均利用者数については、大幅な増加は見られなかったというところが確認を取れましたので、開館時間を1時間短縮したとしても、影響は軽微であることを確認しております。

説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。この件について、質疑を受けます。

よろしいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 それでは、（発言する者あり）なしでいいんですよね。（発言する者あり）

それでは、（2）千代田区男女共同参画センターの開館時間変更についての質疑を終了します。

次に、（3）千代田区スポーツ振興基本計画の素案について、理事者からの説明を求めます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 千代田区スポーツ振興基本計画の素案につきまして、ご説明いたします。

本件は、6月27日の当委員会におきまして、改定を行う旨ご報告しておりましたが、このたび、計画素案がまとまり、パブリックコメントを行う予定であることから、ご報告するものでございます。

右上に参考と書かれておりますA4横のものが計画素案本体になりますが、ページ数が多く、詳細なご説明にはかなりの時間を要することから、要点を資料3-1、3-2として整理いたしました。

まず、地域振興部資料3-1をご覧ください。

1、計画策定の趣旨です。現行計画が令和7年度で終了することを受け、これまでの取組の進捗を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く環境の変化や課題に対応するため、本区のスポーツ施策の方針を示す次期計画を策定するというものでございます。

2、検討経過及び今後のスケジュールです。これまでの経過といたしましては、令和6年12月に18歳以上の区民2,000人を対象としたアンケート調査を行い、令和7年1月から3月にかけては、区内スポーツ団体を対象とする団体ヒアリングを行うなど、令和6年度は調査を行ってまいりました。そして、令和7年6月23日に、学識経験者、スポーツ、パラスポーツ関係者等で構成するスポーツ振興基本計画策定委員会の第1回会議を、9月8日には第2回を、11月17日には第3回会議を開催いたしました。また、10月5日の区民体育大会におきまして、子ども300人を対象としましたアイディアボー

ドを行いました。今後の予定でございますが、年明けの1月5日から19日にかけて、パブリックコメントを行い、その結果を踏まえ、3月に改定計画を策定する見込みでございます。

次に、3、主な内容でございます。（1）「スポーツ」の考え方についてですが、現行計画の定義を継承し、スポーツの範囲は、ルールに基づいて、勝敗や記録を競うものから、日常生活の中の身体を動かす行為まで幅広く捉えまして、地域のスポーツ振興のための施策を展開するものとしております。

（2）基本理念でございますが、「スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心ちよだ」となっております。これには、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむことで人生が輝き、地域に根付いたスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシーとして次世代へ継承する。これにより地域に新たな交流が生まれ、スポーツを通じたまちづくりを実現するという意味が込められてございます。

（3）基本目標についてですが、現行計画の「誰もが気軽にスポーツをする」という考え方を引き継ぎつつ、スポーツの楽しみ方を「スポーツをする」だけではなく、多様な関わり方へ広げるということで、「スポーツを知る（魅力を伝える）」、「スポーツを見る（応援する）」、「スポーツをする」、「スポーツを支える」、そして、「スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる」の五つに整理し、基本目標として定めております。

次に、資料3-2をご覧ください。本計画における施策体系と成果目標を示した表となります。

一番左が先ほどご説明いたしました基本理念となり、その右に五つの基本目標がございます。そして、それぞれの基本目標ごとに施策及び取組がぶら下がっているという形でございます。また、取組名のところに「新規」と書かれているものが新規の取組、「拡充」と書かれているものが拡充の取組となります。

主な取組といたしましては、取組名の④パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供ということで、「Let's play！パラスポーツ・eスポーツちよだ」やほりばた塾でのボッチャ講習会、スポーツ推進委員が主管するニュースポーツ講習会などを通じて、様々なスポーツを体験する機会を提供してまいります。

⑥スポーツイベントの観戦機会の提供につきましては、区が後援する大会の区民枠の周知などを通じて、観戦機会の拡大を図ってまいります。

少し飛びまして、⑯番、障害児のためのスポーツ教室としましては、障害児を対象とした水泳教室の開設を検討しております。

少し飛びまして、⑰地域スポーツの記録、発信の取組みにつきましては、区内のスポーツイベントや地域で活躍する人々を記録し、動画や広報媒体などにより広く情報発信することにより、このような活動をやっているんだということを多くの方に知っていただき、参加意欲の向上を図り、さらには、運営する側に回っていただくきっかけにしたいと考えてございます。

⑭スポーツにおける熱中症対策等の推進につきましては、猛暑時の屋外施設の予約のキャンセルの受付や設備、備品などの充実などを通じまして、熱中症対策を講じてまいります。

最後に、⑮スポーツ・インテグリティ強化のための取組みですが、まず、スポーツ・イ

ンテグリティについて、簡単にご説明いたしますと、これはスポーツにおける誠実性、健全性、高潔性であり、ドーピング、ハ百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正のない状態のことを指します。今年6月に一部改正されましたスポーツ基本法におきまして、スポーツ・インテグリティに関する国、自治体の責務が大幅に強化されており、それに合わせる形で、本計画にも盛り込んでおります。具体的には、スポーツ指導者等を対象に、ハラスメント防止研修の強化や相談窓口の周知、スポーツ団体のガバナンス強化の支援を行い、誰もが安心してスポーツに取り組める環境の整備を図ってまいります。

最後に、資料の右側部分でございますが、こうした五つの基本目標に合わせまして、五つの成果目標を設定しております。今後、令和12年度の目標達成に向け、本計画を推進してまいります。

ご説明は以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○はやお副委員長 こここのところについて確認なんですが、スポーツのこの計画が、今まで「スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ」、やろうよというところからこういうふうにちょっと一歩踏み込んだというのは、何かその辺のところはどういう考えの中で、こういうふうに書いたのか、お答えいただきたい。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 前計画におきましては、コロナ禍というのに重なったということもあったのかと思うんですけれども、スポーツをするというところが主体でございました。ただ、昨今、スポーツを取り巻く環境、国や東京都の計画策定等の流れ等を見ておりますと、やはりスポーツを通じて自分らしさを実現する、ウェルビーイングを実現するという、そういう考え方が強くなっております。そうした考えに基づきまして、単にスポーツはするだけではなくて、見たり、応援したり、支えたり、あるいは知ったり、そういういろいろな自分なりの携わり方でスポーツに携われる。それによって、自分らしさを実現して、ウェルビーイングを実現していくという、そういった、今、昨今の流れというのもございまして、策定検討会の中でもそうした議論がございまして、本計画の中にそいったものを取り込んでいこうというふうに今回なったということでございます。

○はやお副委員長 最後。頂いているスポーツ振興基本計画、第3期のやつの中の6ページのところに書いてある計画との関連性というところなんですが、ちょっとほかのところを見ても、スポーツというのは非常に重要な話になると思うんですよね。というのは何かといったら、当然のごとく、高齢者の介護予防にもつながる、場合によっては、子どもたちのさらに、そういう健康をするための教育、子どもの教育というか、育成にもつながる。そして、あと、都市マスタープランとの関係ということから、公園が近くにあると、例えば、その、何というんですかね、区民の方の健康というのが非常に健康寿命が、何というんですかね、担保されてきてるというものがいろいろある。非常にスポーツって大切だと思うんですけど、その中で、確かに区の主な計画をそのまま下位に書いてあるんですけど、やっぱり、ここのところの有機性、関連性というものをもう少し詳細に書く必要があるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、なるほど、こういう関係にスポーツがあるんだなというのが分かると思います。

だから、例えば、今回のところで、あるのは、具体的に言うなら、公共施設等総合管理計画と言っていますけど、つまり、ハードの面でスポーツセンターを造りますよといったときに、ここの中にスポーツセンターのことについての、結局は移行期間があるわけですよ。そうすると、今訴えているこういう内容というのが、いつまでにどうなっているというところも出てくると思います。その辺のところを含めて、計画と、特に、スポーツセンターとの問題というのは、どういうふうに話し合ってきたのか、お答えいただきたい。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 この参考資料、計画素案の6ページに区政における位置付けということで、上は第4次基本構想のスポーツの分野を実現する基本計画という形で、それで——ごめんなさい、分野別計画という形。さらに、その主な関連計画ということで、こういった計画と整合を取るというふうなご説明をさせていただいているところでございます

中でも、ちょっと、今、スポーツセンターの、新スポーツセンターのお話が出たかと思いますが、新スポーツセンターに関しての取組としまして、実際に、こちらの資料3-2の④番、新スポーツセンターの整備といった形で、スポーツセンターの整備をしていくという、そういった形をこちらの計画のほうにも盛り込んでおりまして、また、現在、スポーツセンターのほうの基本計画のほうを進めているんですけども、そういった中での意見を取り入れながら、整合を図って進めてきたというところでございます。

○はやお副委員長 じゃあ、最後。

当然のこと、今、ここに書いてあるということなんだけど、もう少し有機的に、どういうふうに関わって、この計画が整理されていくのかというのがやっぱり僕は必要だと思っているんです。このスポーツというのは、今後、キーになってくることですから。そのところについては、計画のことを言いたいわけではなくて、あ、なるほどねというような、その辺のもう少し関連図とか、有機的に動くというところについての、何というんですかね、もう少し絵が、つくる予定があるのかどうか、そこだけお答えいただきたい。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ちょっと今の6ページのこの図だけでは関連性が不十分ではないかというふうな、そういうご指摘かなというふうに考えております。

○はやお副委員長 そうだよ。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ほかの計画等もちょっと参考にしながら、どういった形でこの部分が表現できるかというのは考えてまいりたいというふうには考えます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○沖田施設整備担当課長 スポーツセンターの整備に関するお問い合わせいただきましたので、私のほうから答弁させていただきます。

今、課長からも話がありましたとおり、スポーツセンターの整備につきましては、この計画に記載のとおりでございます。また、スポーツセンターでやる事業につきましては、ここに書いてある計画の一部を受ける、受皿の一つであるというふうに考えております。こうした観点から、ここに書いている事業については、スポーツセンターでも実施することを、一部ではありますけども、そういったことを前提に計画を考えていきたいと思っておりますし、また、スポーツセンターの基本構想においても、計画の位置づけということを紹介させていただいておりますので、スポーツセンターの整備においては、こういった分野別の計画についても関連性があるということで、公表させていただいているという状

況でございます。

○はやお副委員長 はい。いいです。

○岩佐委員長 よろしいですかね。

のざわ委員。

○のざわ委員 ②⑥と⑧で、スポーツ団体への補助【拡充】とスポーツ団体との連携強化【新規】、これは、どういう団体で、拡充と新規の内容と、周知はされていらっしゃいますか。いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 スポーツ団体の補助ということで、具体的には、参考資料、計画素案の49ページに記載をさせていただいておりますが、こちら、想定しておりますのは、スポーツ協会の運営とその一層の充実、それから、夏期ラジオ体操会の活動を通じて、地域のスポーツ団体が安定的に活動できる環境を整えるということでございます。また、新規のスポーツ団体の連携強化というところにつきましては、今のスポーツ団体ですね、スポーツ協会やスポーツ団体等へさらに事業等を移管ができるかどうかということを含めて、連携強化を図ってまいりまして、それぞれの団体の創意工夫を生かしながら、地域の実情に即したスポーツ活動を行っていくという取組でございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 拡充、新規との違いという……

○岩佐委員長 拡充と新規の違い。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 スポーツ団体の補助というのは、今現在も、スポーツ協会の運営ということで、団体に対して、団体の事業に対して、補助のほうを行っているところでございますが、スポーツ協会、今年度、体育協会がスポーツ協会に団体が替わりまして、一般社団法人になったというのもございますので、より一層、スポーツ団体、スポーツ協会の運営をてこ入れする必要もあるということで、区としても支援を深めてまいるという、そういった意味でございます。

スポーツ団体との連携強化というところ、確かにこれまで連携強化はしてございますが、より一層、区のほうからも、事業の移管等も含めて、強く連携を図りたいということで、ちょっと新規というような形で書かせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですかね。大丈夫ですか。

ほかに、何かご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。それでは、（3）千代田区スポーツ振興基本計画の素案についての質疑を終了します。

次に、（4）（仮称）新九段生涯学習館基本構想について、理事者から説明を求めます。

○沖田施設整備担当課長 それでは、（仮称）新九段生涯学習館基本構想の素案につきまして、地域振興部資料4-1を中心にご説明いたします。また、本編は資料4-2ですけども、ボリュームが多くなっておりますので、詳細につきましては、こちらも併せてご覧いただければと存じます。

九段生涯学習館につきましては、再開発の地区内に所在しておりまして、再開発ビルの権利床に配置する区有施設につきましては、生涯学習館の機能更新を軸に検討していくこととしております。そのため、9月の本委員会におきまして、今年度は検討会を設置しま

して、基本構想を作成する旨のご報告をいたしましたけども、今般、素案として取りまとめましたので、本日ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料4－1でございますけども、項番1の今年度の検討体制です。学識経験者や団体関係者で構成する検討会を開催いたしまして、検討を進めてまいりました。今回、参加いただいた団体につきましては、記載のとおりでございます。また、生涯学習館の利用者を対象にワークショップも実施しておりまして、検討会で取りまとめた内容について、ご意見をもらいながら進めてまいりました。

これまでの検討経緯ですけども、項番2に記載のとおり、現状の課題ですとか今後の学習館の在り方についてご意見をもらいながら、素案を取りまとめてまいりました。

現施設の課題につきまして、項番3でございます。検討会や昨年度実施したアンケート、指定管理者へのヒアリングなどから、現施設において、主に四つの課題が指摘されておるところでございます。一つ目が施設が閉鎖的な印象を与え、利用者が限定されているということ。二つ目が諸室の構成や広さがニーズに合っていないといった課題。三つ目が、活動が各部屋で完結しております、交流できるスペースですとか、仕掛けが不足しているということ。四つ目が、活動の発表や情報提供の場が不足しているといった課題も挙がったところでございます。

項番4でございます。こうした課題を踏まえまして、検討会では白丸で示したような様々なご意見を頂いております。主なキーワードとして、六つございまして、学びの場、多世代多様な人の交流、千代田区のコミュニティ、社会のウェルビーイング、マルチステージ型人生、「場」づくりといった、そういうキーワードが導き出されたところでございます。

こうしたことから、項番5ですけども、新たに整備する生涯学習館のめざす姿につきましては、「学び、つながり、未来へ「九段から始まる学びのサードプレイス」」というようなキャッチコピーを掲げることにいたしました。自宅や職場とは異なる居心地のよい第三の場所として、多世代が交流し、学びを将来に継承できる、地域が豊かになる施設を目指すこととしております。

また、基本方針ですけども、先ほどのキーワードを踏まえまして、五つの基本方針を掲げております。隅つき括弧の部分がこの方針に込めた各委員の思いとなっております。恐れ入りますけども、時間の関係上、記載のとおりとさせていただきたいと思います。

恐れ入ります。裏面をご覧ください。7番の導入機能と各諸室についてでございます。生涯学習館のエリアを大きく活動エリアと交流エリアの2分類に分けまして、五つの機能と各種室を整備していくこととしております。

各諸室の整備の方向性についてですけども、会議室につきましては、小規模の部屋、それから、利用率が低いということを踏まえまして、部屋数とか規模を整理する予定でございます。また、中規模の会議室につきましては、利用率が比較的高いことなどを踏まえまして、こういった点も踏まえて検討を進めていくことでございます。

和室につきましては、現在も着つけですか舞踊などのニーズがありまして、現状維持としています。

創作室につきましては、現在、陶芸での利用がメインとなっておりますけども、今後は手芸や絵画活動など、多目的に使える部屋として利用率の向上を図りたいと考えております。

す。

次に、運動音楽室ですけども、多目的室ですとかレクホールは利用率が高いため、運動音楽室として整備し、部屋数を増やすこと、それから、新たに少人数でバンド活動なども使用できるスタジオを拡充し、若者の利用層の利用促進を目指していきたいというふうに考えております。

次にギャラリーです。展示イベントがないときには使われていないことから、現在、利用率が低いことなどを踏まえまして、今後、新たに設ける談話スペースと一体で整備することで、様々、利用者の目に触れ、気軽に訪れることができる空間を目指していきたいと思っております。

最後に、談話スペースですけども、現在、活動前後の交流スペースがないことから、活動を通じて交流が期待できる場として整備をしてまいりたいというふうに考えております。

最後に、項番8の今後の取組みですけども、来年度につきましては、この基本構想で整理した考え方に基づきまして、具体的な機能や設備、規模等を示す基本計画を策定してまいりたいというふうに考えております。また、建設期間中の代替施設についても、現施設の活動が維持できるよう検討を進めていきたいというふうに考えております。

直近のスケジュールとしましては、本基本構想について、パブリックコメントを1月5日から実施したいと考えております。広報紙でもご案内する予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上です。

○岩佐委員長 はい。ご説明いただきました。質疑を受けます。

○はやお副委員長 分かりました。今後は基本計画をつくっていくということなんで、現状施設の課題、そして、目指すべきものがこの形で出てきて、基本方針がそれを進めていく上でということですよね。その辺のところが具体的に基本計画で出てくるということで、ただ、あと、施設経営のほうもいるから——あ、施設経営か、財産管理か。ここのところについては、うちのほうの財産でもあって、権利床がある。ここのところについて、例えば、平米数、どっちが先かなんだけれども、ある程度枠を決めて、何平米しかないからこのぐらいにしてくれという、これからすり合わせていくことだと思うんだけど、この辺の手順って、どういうふうにやっていくのか。まあ、ありありの中で、まず狙いを整理した上で、平米数が出てきたところでカットしていくという考え方なのか。意外と、やっぱり横にらみしていくないと、夢が膨らみ過ぎちゃってという現実があるだろうと。これは、どういうふうに整理していくのか、全局的に考えているのか、お答えいただければ。

○小林財産管理担当課長 財産に関する事ですので、財産管理担当のほうで、組合等々と接触しているところでございます。そういった中では、現在得られる、副委員長ご指摘のように、この部分、権利床の床を取得する上での機能更新ということになろうかと思っているんですけども、そういった中では、現状の九段生涯学習館の専用面積とほぼ同じぐらいの面積が取れるのではないかということを聞いていますので、そういったことを所管課と情報共有しながら進めているところでですので、まだ正確なスペースというものが示されていないところではあるんですけども、引き続き、組合等の交渉を通じて、所管課とも連携しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○はやお副委員長 あ、まだ答えていない。

○沖田施設整備担当課長 すみません。施設整備担当課長です。

今ご答弁ございましたとおり、財産管理のほうとは連携を取っておりまして、与えられる権利床につきましては、そういう状況だということも踏まえながら、今回、検討会では検討を進めてきたという状況でございます。

○はやお副委員長 横にらみしながら、理想と現実を合わせていく。それをやっていただきたいと思います。

あと、ここのことについては、生涯学習館の開発のことについては、非常に立地のいいところで、やっぱり区民がすぐ地下鉄を上がってきたら、そこなわけですよ。だから、そこに何を置くか。今のところは、機能更新ということで横引きしているところもあるんじゃないでしょうか。今後、この前の話が出てきたように、やはり、ちょっと今の区役所の奥まで入ってきててしまうと。そういうことからいったときに、どういうふうに整理するかということなんだけど、意見として出たのが、図書館をあちらのほうの権利床の中に移す。それと、構造設計上の問題があるから、この辺のところについて、そうすることによって、何かといったらば、ここの10階が空くことによって、全庁的な機能として、この空いたスペースをこういうふうにやっていくとかという、少し、何というんですかね、ローテがかかってくると思うんで、その辺はどういうふうに考えているのか、考えていないのかをお答えいただきたい。

○小林財産管理担当課長 12月5日、前回12月5日のご報告のときに、区有地を含む市街地再開発事業の進捗状況ということで、九段南一丁目地区の再開発に関するご報告も差し上げているところかと思います。今、ご説明したように、権利床に関しては、生涯学習館の機能更新を軸に、組合のほうからまだ詳細、金額、面積等が示されていないところではあるんですけども、保留床、今協議しているところですので、そういうものが取得できる際には、生涯学習館と連携が見込める千代田図書館等の配置の可能性を検討していきますということでご報告しているところかと思います。

なかなか再開発組合から情報を得てはいないところなので、明確なところは言えないんですけども、今、庁内でも、そういうことを前提に、検討を進めているところですので、引き続き、組合からの情報を得ながら、そういうものも検討していくことになろうかなと思います。

また、昨年、一昨年でしたか、連合審査でも副委員長おっしゃるような千代田図書館の配置の可能性なんということをお示しされているところでもありますし、区としてもそういう点は課題として認識していて検討しているところですので、引き続き、そういう状況が分かり次第、委員会にも報告しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ちょっと私からも意見——あ、ほかに皆さん質疑は大丈夫ですか。（「なし」と呼ぶ者あり）1点だけ。

せっかく複合ビルに入るんですから、このギャラリー機能とか、そういうことというのは、いわゆる私たちだけの権利床だけにとどまらない活用が結構広く見込めるんじゃないかなと思うんですけども、そういうことを視野に、こういう構想を少し考えていただきたいなと思っていまして、また、さらに、権利床次第で、保留床次第で、図書館との連携にもなってくると、活動の機能もちょっと広がるということですね。そうすると、構

想も少し変わってくるかなと思うんですけど、そこの、いわゆる新しいビルに入ることでの、ちょっとこの機能の考え方について、もし何かあればご説明いただけますか。

○沖田施設整備担当課長 新たに入れる機能につきましては、先ほど資料の項番7でお示しをしたとおりでございます。その中で、今回、ギャラリーを整備するという状況になっております。現在の展示スペースにつきましては、なかなか利用率が伸び悩んでいるという状況もございまして、今回、ギャラリーと談話スペースを一体で整備しようというふうに考えております。ギャラリーの利用がないときには、談話スペースなどの利用を図るなどして、そういう部分を、気軽に利用できるような空間にするとか、そういったアイデアも各委員から頂いておりまして、そういう方向性で検討を進めていこうと考えております。

詳細につきましては、来年度、基本計画で詰めていきたいというふうに思っております。
○岩佐委員長 ありがとうございます。

ほかに何か質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 はい。それでは、（4）（仮称）新九段生涯学習館基本構想についての質疑を終了します。

以上で、地域振興部の報告を終わり、日程2、報告事項を終わります。

日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

執行機関から何かございますか。

○清水コミュニティ政策担当課長 私からは、祭礼文化の調査研究に係る中間報告セミナーの開催について、口頭にて改めてご案内をさせていただきます。

本日午後2時、ちよだプラットフォームスクウェア5階会議室にて、セミナーを開催いたします。祭礼文化の調査研究に関する現時点での到達点を報告させていただくとともに、ご来場の方々との意見交換も予定をしております。

今回は中間の報告でございますが、今後もまちみらい千代田研究チームと連携をして、年度末の最終報告に向けても取組を進めてまいります。

報告は以上でございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

この件について、何か確認したいことはございますか。

大丈夫ですか。大丈夫。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩佐委員長 大丈夫ですか。はい。（「行きますという意味で」と呼ぶ者あり）

○はやお副委員長 行きますと……

○岩佐委員長 行きます。ぜひ、皆さん行ってください。

ほかに何かございますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 令和8年「二十歳のつどい」の実施につきまして、口頭により情報提供させていただきます。

区議会議員の皆様には既にご案内状のほうをお送りさせていただいておりますが、令和8年1月12日月曜日、成人の日に二十歳のつどいがホテルニューオータニ鶴の間（西）で実施されます。二十歳を迎える方々の新しい門出を祝福し、将来の幸福を祈念するよい式典となりますよう、企画運営委員の皆様と共に準備を進めておりますので、ぜひともご参加いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

この点について、何か確認したいこととかなければ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ほかに何かございますか。なさそうですので、それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございます。

午後0時10分閉会